

「自転車等の交通安全の促進に関する協定」を締結します

市では、平成29年12月に「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」を制定し、自転車の安全で適正な利用の一層の促進を図るため、条例の周知啓発をはじめ、交通ルールやマナーの遵守、交通安全教育の実施などのほか、自転車事故に備えた保険等への加入の促進に取り組んでいます。

こうした取組の一環として、このたび、交通安全思想の普及啓発、交通安全教育の推進や自転車損害賠償保険の加入促進等の交通安全活動を全国的に推進している一般財団法人全日本交通安全協会及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社と協定を締結するに当たり、次のとおり協定締結式を行いますので、お知らせします。

なお、市では、今後とも、交通安全の推進に関するノウハウを持つ事業者等と広く連携・協力し、自転車の安全で適正な利用の一層の促進に取り組んでまいります。

1 協定締結式の日程

(1) 日時 平成30年6月1日(金) 午前11時30分～

(2) 場所 相模原市役所 本館2階 第1特別会議室

(3) 締結者 ・相模原市長 加山 俊夫

・一般財団法人全日本交通安全協会 専務理事 大山 憲司(おおやま けんじ) 氏

・損害保険ジャパン日本興亜株式会社 神奈川支店長 湯口 浩徳(ゆぐち ひろのり) 氏

2 協定の概要

(1) 目的

相模原市、一般財団法人全日本交通安全協会及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社が連携及び協力し、自転車の安全で適正な利用の促進をはじめとした交通安全に関わる各種取組を通じて、市民等の日常生活における安全と安心の向上に資することを目的とするものです。

(2) 協力事項

ア 「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の周知に関する事項

イ 自転車損害賠償保険の情報の提供及び加入の促進に関する事項

ウ 交通安全教育の取組に関する事項

エ 交通安全事業に資するデータ等の提供に関する事項

オ その他交通安全全般に関する事項

(3) 主な取組事項

・ 保険会社の窓口を利用した自転車条例の周知・啓発

・ 相模原市民向け自転車損害賠償保険への加入啓発用のチラシ等の作成・配布

・ 保険加入情報及び賠償事故事例の情報提供

・ 交通安全講習会への講師派遣 等

3 その他

全日本交通安全協会と損害保険会社と市の3者による協定の締結は、県内で初めて、また、自転車の安全利用の促進を目的とした協定は、県内政令指定都市では初めてとなります。

問い合わせ先
交通・地域安全課
電話 042-769-8229(直通)
対応責任者 課長 荒井 修